

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号,以下「PFI法」という。)第5条第1項の規定により,益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業(以下「本事業」という。)の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)について定め,同条第3項の規定により別冊のとおり公表する。

平成16年3月1日

益田地区広域市町村圏事務組合 代表理事 益田市長 牛尾郁夫

益田地区広域クリーンセンター 整備及び運営事業

実施方針

平成 16 年 3 月

益田地区広域市町村圏事務組合

《目 次》

第1 本事業の背景等	1
1. 広域組合の概要	1
2. 施設整備の理由	1
3. 施設整備に関する調査・検討の経緯	2
第2 特定事業の選定に関する事項	4
1. 事業内容に関する事項	4
2. 特定事業の選定及び公表に関する事項	8
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1. 基本的な考え方	9
2. 民間事業者の募集及び選定の手順等	9
第4 民間事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1. 基本的考え方	15
2. 予想されるリスクと責任分担	15
3. 契約に関する事項	15
4. 事業の実施状況の監視	16
第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1. 立地に関する事項	17
2. 施設の整備条件等に関する事項	17
第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
2. 金融機関と広域組合の協議	18
3. その他	19
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1. 補助金に関して	19
2. 日本政策投資銀行に関して	19
3. その他支援に関して	19
第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
1. 議会の議決	19
2. 入札に伴う費用負担	19
添付資料-1 広域組合構成市町村の地域特性	20
添付資料-2 事業実施場所	22
添付資料-3 管理区域の計画平面図	23
添付資料-4 関心表明書	24
添付資料-5 実施方針等に関する意見書	25

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

【管理区域】	本事業を実施する用地
【施設用地】	管理区域の中で本施設を建設する予定地
【施設】	本事業で、民間事業者が整備する機械設備、建築物、建築設備、外構施設及び配水池の総称
【事業提案書】	参加資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書
【ホームページ】	広域組合のホームページ URL： http://www.masuda-kouiki.jp/index.html
【応募事業者】	本事業に単独に応募する民間事業者
【応募グループ】	本事業に複数の民間事業者で組成されたグループで応募するもの
【応募者】	応募事業者又は応募グループ
【構成員】	応募者のうちSPCに出資を行う民間事業者で、SPCと直接業務契約を締結する予定のもの
【協力事業者】	応募グループを組成する民間事業者のうち構成員以外の民間事業者で、SPCと直接業務契約を締結する予定のもの
【SPC】	本事業の実施のみを目的として落札者により設立される特別目的会社
【落札者】	審査委員会から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として広域組合が決定した応募者
【廃棄物】	収集可燃ごみ、持込可燃ごみ、リサイクルプラザ残渣、汚泥等
【収集可燃ごみ】	広域組合構成市町村が委託した収集運搬許可業者が搬入する可燃ごみ
【持込可燃ごみ】	広域組合構成市町村の住民、民間業者及び収集運搬許可業者が搬入する可燃ごみ
【リサイクルプラザ 残渣】	益田市ならびに鹿足郡不燃物処理組合のリサイクルプラザにおける可燃残渣（木くず及びプラスチック類）
【汚泥等】	益田市外四町環境衛生組合ならびに鹿足郡環境衛生組合のし尿処理施設及びその他の施設から発生するし渣及び汚泥

第1 本事業の背景等

本事業の実施にあたっては、益田地区広域市町村圏事務組合（地方自治法第1条3第1項及び同法第284条第2項に規定する特別地方公共団体である一部事務組合。以下「広域組合」という。）構成市町村における人口、産業、自然、歴史・文化的遺産等の地域特性と事前に行われた調査・検討の経緯を十分に踏まえたうえで、本施設の整備及び運営を行うこととする。

1. 広域組合の概要

島根県の西部に位置する益田市、美都町、匹見町、津和野町、日原町、柿木村、六日市町で構成する広域組合は、昭和45年に税額計算の共同電算処理、常備消防等の事業を中心に行うことを目的に設立された。その後、事務事業の追加、整理を重ね、現在では、ふるさと市町村圏計画に関する事務事業、介護保険の実施に必要な調査及び審査に関する事務事業、ごみ焼却場の管理運営及び整備に関する事務事業、常備消防に関する事務事業、視聴覚ライブラリーに関する事務事業を行っている。

広域組合を構成する市町村は、美都町に発し益田市を貫流して日本海に注ぐ益田川及びその支流と、六日市町に発し柿木村で福川川と日原町で津和野川合流し、さらに日原町で津和野川と益田市横田町で匹見川と合流し同じく日本海に注いでいる高津川の流域に開けている。圏域の総面積の約80%を山林が占め、西中国山地の一部を形成し、この森林がもたらす恵みが両河川に代表される清流へと引き継がれ流域を潤している。また、これらの河川が注ぐ日本海沿岸は、豊かな漁場となり、古くから自然との共生を主体とした住民の生活と文化を育んできた。

我が国の近代における様々な社会変革は、経済・産業社会の発展をもたらした。圏域もその変革の波の影響を受けつつ、豊かで快適な生活環境の整備を行ってきたが、まだ道路等の社会基盤整備は不十分な状況にある。しかし、一方では開発の手の届かない豊かな自然環境については、常に地域住民の誇りとして、また、掛け替えの無い財産としてその保全に取り組むとともに、これを地域資源として有効に活用し、さらに次世代に引き継ぐ努力を行っているところである（「添付資料-1 広域組合構成市町村の地域特性」参照）。

2. 施設整備の理由

島根県は、国の循環型社会の形成に向けた基本施策を受けて、環境基本条例の制定と環境基本計画及び廃棄物処理計画の策定により、人と自然との共生の確保、地球環境保全の積極的推進、環境保全に向けての参加の促進という基本目標の達成に努めているところである。また、ごみ処理広域化計画や分別収集促進計画あるいは循環型社会推進計画を策定し、積極的な取り組みを展開している。

このような状況を背景として、広域組合管内では、各市町村において地域の財産である自然と環境を守り、育み、継承するための様々な取り組みを住民・民間事業者・行政の役

割分担の基に強力に推進している。その一方で、管内の可燃ごみを焼却処理している現有施設の「益田清掃工場」が平成 15 年度において稼働後 17 年目を迎え施設が老朽化してきている。また、ごみ質の多様化とダイオキシンの軽減に対応するだけでなく、焼却灰のスラグ化により最終処分場の延命を図る必要があるなどの理由から、広域組合では新たなごみ処理施設の整備が緊急の課題となっている。そのため、平成 14 年度当初から今日まで新たなごみ処理施設の整備のための調査や検討を重ねてきている。

3. 施設整備に関する調査・検討の経緯

(1) 環境アセスメント調査の実施と地元多田町への対応

施設整備予定地の選定においては、環境性及び効率性に配慮し、益田市内の多田町を計画地として環境アセスメント調査等の基礎調査を行った。また、予定地となる地元多田町には自治会を母体として「新焼却場多田地区協議会」が組織され、立地についての様々な協議の窓口として協力を頂いた。特に、四季折々の環境アセスメント調査報告会の開催や高度化した処理技術を備えた施設の視察に積極的に参加し理解を深めて頂いた。そして、平成 15 年 12 月に「現在の技術で環境に配慮した対策を講じることにより、ごみ処理施設の環境への影響を最小限に止めることが可能であるため立地に問題はない。」との環境アセスメント調査結果をもって、多田自治会と広域組合の間で立地に関する覚書及び環境保全協定を取り交わし、多田町地内への立地が確定した。

(2) 「ごみ処理調査研究会議」による調査研究

一方、圏域におけるごみ処理の現状と課題について住民、議会、行政が共通した認識に立ち、新たなごみ処理施設整備計画の基本的な考え方を明らかにするため「ごみ処理調査研究会議」を組織し、ごみ処理のシステムとコスト、生ごみ処理及び P F I 法に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）方式について調査研究を行った。この会議では、自然環境に配慮し循環型社会を構築していくために、少子高齢化によるごみ質の変化と処理コストへの影響を考慮すること、ごみの減量化・資源化の徹底、各市町村のごみ分別の統一化によるごみ質の安定を図ること、ごみ処理の安定性と安全性の確保等が確認された。また、効率的かつ効果的な事業実施方法として近年注目を浴び、実績を挙げている P F I 事業方式の導入についても積極的な見解が示された。その他、住民へのごみ処理に関するアンケート調査も実施した。この会議の結果は、広域組合が策定した一般廃棄物処理基本計画や「新焼却施設ごみ処理方式等検討委員会」へ引き継がれた。

(3) 「新焼却施設ごみ処理方式等検討委員会」による検討

新焼却施設ごみ処理方式等検討委員会では、その基本方針に 廃棄物循環型社会に貢献できる施設であること、地域の環境保全に十分配慮した施設であること、地域特性（ごみ質、ごみ量等）を考慮した施設であることを掲げ、方式、能力、発注方式につ

いての検討がなされた。処理方式の評価においては、安全性と安定性を考慮し過去5年間に実機による稼働実績のあるプラントメーカーから基本仕様に基づく技術提案書の提出を受けた。この技術提案書を含めて「処理の信頼性」、「処理性能」、「安全性と安定性」、「資源化性」の観点から加点方式による評価を行った結果、「安全性」、「安定性」を重視し、シャフト炉式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式及びストーカ+灰溶融方式の3方式がその候補として残ることになった。また、余熱の有効活用として、低コストでの発電の可能性についても技術的な追求を行うこととした。

処理能力については、従来方式で実施する場合を対象とし、環境省が示している施設整備方針に従い平成25年の予想焼却対象ごみ量18,726tを賄う施設としての算定結果から70t/24h(35t/24h×2系列)とした。

発注方式については、財政支出の平準化、最新技術の導入の容易性、将来の変動に対する対応等の観点から、PFI事業方式の有用性を認識し正式な可能性調査に着手するとともに、併せてPFI事業方式の採用により考えられる地域経済への影響や雇用の確保についても議論がなされた。

その後、この可能性調査において、PFI事業方式の導入に際しVFMと民間事業者の参加が見込めることが確認できたため、本事業の実施方法としては、PFI事業として実施することを予定としたところである。このように広域組合としては、PFI事業方式の導入により、民間の資金、経営能力及び技術能力を最大限発揮してもらうことにより広域組合の必要とするサービスを安定的に調達し、かつ広域組合の財政資金の効率的・効果的な運用を図ることが期待できるものと考えている。

第2 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

益田地区広域市町村圏事務組合 代表理事 益田市長 牛尾郁夫

(3) 事業目的

本事業は、広域組合構成市町村から発生する収集及び持込可燃ごみ、リサイクルプラザ残渣、汚泥等を適正に処理するために、本事業を実施する民間事業者が一般廃棄物処理施設を整備し運営を行うものである。民間事業者が施設整備及び運営を一体的・長期的に行うことにより、広域組合構成市町村の財政縮減、最新技術の投入による循環型社会への貢献、斬新で柔軟なサービスの提供等を期待するものであるが、広域組合は特に以下の事項を重要と考えている。なお、以下の事項に対する具体的な要求水準や提案に対する評価方法等については、要求水準書、落札者決定基準等において公表する予定である。

環境負荷の低減

本施設の整備及び運営にあたって、広域組合と周辺住民は、立地に関する覚書を取り交わすとともに、排ガス等に関する環境保全協定を締結している。そのため、この協定を遵守するだけでなく、循環型社会の構築に寄与する観点からも環境への負荷をできる限り低減した施設の整備及び運営を行う必要がある。

安心・安全で安定した施設の稼働

消費生活や事業活動に伴って毎日発生する一般廃棄物の処理に支障をきたすと、生活環境保全面に重大な影響を及ぼすことになる。特に、施設の周辺住民に対して、過度の不安感と不信感を与えることにもなる。そのため、実績に基づき安心して安全であるとともに、ごみ質及びごみ量の広範な変動にも対応できる処理システムによる施設の整備及び運営を行う必要がある。

リサイクルの推進

循環型社会を構築するためには、第一にごみの発生を抑制（Reduce）し、第二に再使用（Reuse）し、第三に再生利用（Recycle）を進め、最後に残ったものを適正処理・処分する廃棄物処理システムづくりを推進する必要がある。そのため、本施設の運営に伴って発生する副生成物の金属類及び溶融スラグをできる限り有効利用し、資源循

環と最終処分量の減量化に寄与するとともに、余熱の有効活用についても可能な限り発電等のサーマルリサイクルが行われる施設の整備及び運営を期待する。

周辺環境との調和

本施設の建設場所には人家が隣接していないものの、施設見学者に対する対応や周辺住民との覚書の観点から、周辺環境と調和した建築デザインや緑地計画等に配慮し、管理区域に多くの緑地を配置した施設の整備及び運営を行うこととする。

地域との連携と融和

いうまでもなく本事業は公共事業の一つであり、事業運営にあたっては地域経済への貢献がなされるよう配慮するとともに、雇用においても可能な限り地域の雇用の安定に資することが望ましい。また、施設見学者への対応も施設の運営段階における業務の一つとしているため、施設見学に対する申し込みの受付から実施まで一貫して誠実に親切な対応をする必要がある。更に、民間事業者はもとより従事者においても社会活動等に積極的に参加し、地域社会との融和に配慮しなければならない。

ライフサイクルコストの削減

本事業の実施にあたっては、良質な住民サービスの提供とともに、更なるコストの削減を図っていかなければならない。その削減の対象は、建設費だけでなく運営費も含めたライフサイクルコストでなければならない。広域組合は、PFI事業方式の導入によって、民間事業者の持つノウハウ等が活用され、ライフサイクルコストの削減が図られることを期待する。

(4) 事業実施場所

島根県益田市多田町地内（「添付資料-2 事業実施場所」参照）

(5) 事業期間

本事業の事業期間は以下のとおり予定しているが、本施設の早期運営開始を目指しているため、民間事業者は整備期間の短縮及び運営開始日に努めるものとする。

整備期間	約 3 年間
運営期間	15 年間（施設の運営開始日から起算する）

(6) 事業範囲

民間事業者が行う事業の範囲は以下のとおりとする。また、以下の各項目の詳細については別添の「要求水準書(案)」に示すとおりとする。

施設の整備段階における業務

ア 業務内容

- a. 機械設備の設計・施工
- b. 建築物等の設計・施工
- c. 生活環境影響調査
- d. 国庫補助金申請手続き
- e. 一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き
- f. 周辺住民への対応
- g. 緑地の整備
- h. 管理区域の清掃及び除草
(「添付資料-3 管理区域の計画平面図」参照)
- i. その他これらを実施するうえで必要な業務等

イ 特記事項

上記項目中 c. d. e. 及び f. の各業務を行うにあたっては広域組合の協力が得られるものとする。

施設の運営段階における業務

ア 業務内容

- a. 処理対象物の受入れ及び処理
- b. 副生成物等の有効利用又は最終処分
- c. 環境保全の管理
- d. 施設の維持管理
- e. 施設見学者への対応
- f. 施設の警備
- g. 緑地の維持管理
- h. 管理区域の清掃及び除草
- i. 広域組合への施設所有権の移転手続き
- j. その他これらを実施するうえで必要な業務等

イ 特記事項

- a. 上記項目中 a. の処理対象物とは本実施方針第 5 . 2 . (3) に示す廃棄物を意味する。
- b. 上記項目中 b. の最終処分とは、益田市下波田埋立処理場に運搬し有料で埋め立てることを意味する。なお、当該処理場に副生成物を埋め立てる場合の料金等は入札説明書等に示す。
- c. 上記項目中 d. の維持管理とは、保守管理、修繕更新及び清掃を行うことをいう。

(7) 事業方式

本事業は、安全性、効率性が確保されリスクのコントロール並びに事業コストの低減が図られることを期待し、P F I 法に基づき、民間事業者が施設を所有することとしたうえで施設の整備・運営及び維持管理を一体的に行い、事業契約に示される期間満了後、広域組合に本施設の所有権を移転する B O T (Build Operate Transfer) 方式により実施することを予定している。

(8) 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は以下のとおりとする。

広域組合は、民間事業者が実施する施設の整備及び運営段階における業務についてのサービス対価を運営期間に亘り民間事業者に支払う。

サービス対価は、民間事業者が実施する整備段階における初期投資に相当する部分と、施設の供用開始後の運営に係る部分(施設等の点検・保守及び運転・監視等に係る固定的費用と廃棄物処分の量に係る変動的費用から構成されるものとし、それぞれ物価変動等を勘案して定められる額)から構成されるものとし、詳細については入札説明書等に示す。

民間事業者は、自らの申請に基づき、国庫補助金の交付を受けるものとする。

(9) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、P F I 法及び内閣府が示す基本方針の他、以下の法令等を遵守すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ごみ処理施設性能指針(厚生省 生衛発第 1572 号(平成 10 年 10 月 28 日)「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について」)

ダイオキシン類対策特別措置法
大気汚染防止法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
水質汚濁防止法
消防法
建築基準法
労働安全衛生法
電気事業法
都市計画法
その他関係ある法令，規則，基準書等

2．特定事業の選定及び公表に関する事項

- (1) 本事業を P F I 事業として実施することにより，事業期間を通じた広域組合の財政負担の縮減を期待できること，又は広域組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とする。
- (2) 広域組合の財政負担見込額の算定にあたっては，民間事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い，将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ，これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- (3) 特定事業の選定を行ったときは，その経過と評価の内容を速やかに公表する。
なお，公表は公告の手続きをもって行う。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 基本的な考え方

広域組合は民間事業者の募集及び選定にあたっては、応募者との対話を通じて相互の考え方に関して理解を深めたうえで応募者の提案を受付けたいと考えている。

また応募手続きについても本事業に関心を持つ民間事業者の意見を聴取し、決定するものとする。

2. 民間事業者の募集及び選定の手順等

(1) 民間事業者の選定方法

民間事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価一般競争入札により行う。

(2) 民間事業者の募集及び選定スケジュール

本事業の実施スケジュールは、次のとおり予定している。

実施方針等の公表	平成 16 年 3 月 1 日(月)
関心表明書の受付期限	平成 16 年 3 月 15 日(月)
実施方針等に関する意見書受付期限	平成 16 年 3 月 15 日(月)
特定事業の選定・公表	平成 16 年 5 月
入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成 16 年 5 月
参加表明書及び参加資格審査書類の受付	平成 16 年 6 月
参加資格審査結果の通知	平成 16 年 7 月
入札説明書等に関する質問受付	平成 16 年 7 月
入札説明書等に関する質問回答の公表	平成 16 年 7 月
事業提案書の受付	平成 16 年 9 月
落札者決定及び公表	平成 16 年 12 月
基本協定締結	平成 16 年 12 月
仮契約締結	平成 17 年 3 月
事業契約締結	平成 17 年 4 月

注) 上記スケジュールにおいて参加者の図書提出の状況、審査委員会の審議の進捗状況等により、変更が生じる場合は、その内容を公表する。

(3) 応募手続き等

関心表明書及び実施方針等意見書の受付

ア 関心表明書について

本事業に参加する意思のある民間事業者は、以下ウに定める提出要領に従って関心表明書を提出すること。なお、提出事業者名については公表しない。

イ 実施方針等意見書について

関心表明を提出した民間事業者は、本実施方針等に対する意見書を提出することができる。なお、提出方法については、以下ウに定める提出要領に従って実施方針等に関する意見書を提出すること。

また、意見書を提出した民間事業者に対して広域組合は個別にヒアリングを行うことがあり、日時・場所等は追って広域組合から個別に通知するものとする。

ウ 関心表明書及び実施方針等意見書の提出要領

	関心表明書	実施方針等意見書
提出期限	平成 16 年 3 月 15 日（月） 17：00	
提出要領	本実施方針と同時にホームページに公表する別添様式（Microsoft Word 形式）に以下要領で記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。	
送付先	益田地区広域市町村圏事務組合 清掃管理事務所	
E-mail	mkseisou@iwami.or.jp	
タイトル	「（提出事業者名） - 益田 P F I 関心表明書」	「（提出事業者名） - 益田 P F I 意見書」
様式	「添付資料-4 関心表明書」参照	「添付資料-5 実施方針等に関する意見書」参照
到達の確認	広域組合が提出事業者に返信することにより行う。	

特定事業の選定

広域組合は、実施方針等に関する民間事業者等からの意見を踏まえ、本事業が P F I 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果をホームページにて公表する。

入札公告，入札説明書等の公表

広域組合は，実施方針等に関する民間事業者等からの意見を踏まえ，広域組合構成市町村の役所又は役場掲示板において入札を公告し，ホームページにて入札説明書等を公表する。

参加表明書及び参加資格審査書類の受付，参加資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び参加資格審査書類の提出を求める。参加資格審査結果は，速やかに応募者に通知する。また，参加表明書及び参加資格審査書類の提出方法，時期等の詳細については，入札説明書等において示す。

入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

参加資格審査通過者から，入札説明書等に記載されている内容について質問を受け付ける。その質問に関する回答は，参加資格審査通過者の特殊な技術，ノウハウ等に係り，参加資格審査通過者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれあるものを除き公表する。なお，質問の提出及び回答の公表方法については，入札説明書等において示す。

事業提案書の受付

参加資格審査通過者に対し，入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。また，事業提案書の提出方法，時期，提案に必要な書類の詳細等については，入札説明書等において示す。

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 応募者のうち施設の設計・施工及び運営にあたる民間事業者(同一業務を複数の者で実施する場合は主たる民間事業者)は構成員として，本事業の仮契約締結までに商法に定める株式会社として益田市内に設立するS P Cに出資を行う。なお，S P Cの株主は，原則として本事業の事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有することとし，広域組合の事前の書面による承諾がある場合を除き，譲渡，担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- イ 応募者のうち構成員である民間事業者がS P Cの全議決権の2分の1を超える議決権を有すること。なお，応募者以外の株主は議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
- ウ 応募グループの構成員及び協力事業者の変更は原則として認めない。但し，やむを

得ない事情が生じた場合は、広域組合の承諾を得て変更することができる。

エ 応募者の構成員又は協力事業者は、他の応募グループの構成員又は協力事業者になることはできない。

オ 応募者は、民間事業者から請け負った業務の一部（全部は不可）について、事前に広域組合の承諾が得られた場合には、第三者に委託することができる。

カ 応募グループは構成員のうちから代表事業者を1社定める。

キ 協力事業者についても、参加表明書、参加資格確認申請書等の提出時に明記すること。

応募者の制限等

応募者の構成員及び協力事業者のいずれも、以下に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 次の各法律の規定による各申立てがなされている者。

a. 商法（明治32年法律第48号）第381条による整理開始の申し立て又は通告

b. 破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立て

c. 旧和議法（大正11年法律第72号）第12条による和議開始の申立て

d. 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条による更正手続開始の申立て

e. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条による再生手続開始の申立て

ウ 益田市から指名停止の措置を受けている者。

エ 本事業に係るアドバイザー業務を受託した八千代エンジニアリング株式会社並びに同社が本業務において提携関係にあるアンダーソン・毛利法律事務所、又はこれらのものと親会社及び子会社の関係にある者。

オ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していない者。

カ 過去3年間に於いて法人税、住民税、事業税及び消費税の滞納がある者。

キ 審査委員会の委員が所属する民間事業者。

応募者の構成員等の参加資格等要件

応募者のうち施設の設計・施工、工事監理及び運営の各業務にあたる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施する

ことができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合、主たる民間事業者は以下の要件を満たすこと。

ア 施設のうち土木・建築工事対象物の設計にあたる者は次の要件を満たすこと。

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 施設の土木・建築工事の工事監理にあたる者は次の要件を満たすこと。

a. 上記アに同じ

b. 施設のうち土木・建築工事対象物の施工にあたる者又はこれらの者と商法(明治32年法律第48号)第211条の2に規定する親会社・子会社又はこれと同等の関係にないこと。

ウ 施設のうち土木・建築工事対象物の施工にあたる者は次の要件を満たすこと。

a. 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。なお、グループで応募する場合は、工事を担当する構成員及び協力事業者が上記の許可を受けていること。

b. 益田市の入札参加資格者名簿に登録があること。

エ 施設のうち機械設備工事対象物(プラント)の設計・施工にあたる者は以下の要件を満たすこと。

a. 次のいずれかの処理方式によること。但し採用する処理方式については入札公告の前日までに廃棄物処理施設の受注実績があること。また、その実機施設が環境法要件等を満足していることを証明できること。

・シャフト炉式ガス化溶融方式

・流動床式ガス化溶融方式

・ストーカ+灰溶融方式

b. 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が1,000点以上であること。なお、審査基準日等の詳細については、入札説明書等において示す。

c. 益田市の入札参加資格者名簿に登録があること。

オ 運営段階における業務にあたる者は次の要件を満たすこと。

採用する処理方式による実機で1年以上の運転実績を有していること。なお、地方公共団体からの運營業務委託も運転管理実績に含む。

参加資格の喪失

応募者の構成員及び協力事業者が、事業契約締結までの期間に上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

(5) 審査及び選定に関する事項

審査委員会の設置

入札書類等の審査にあたっては、学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会はあらかじめ定めた選定基準に基づいて応募者の事業提案書の審査を行い、優秀提案を選定する。これに基づき広域組合が落札者を決定する。

審査委員長 光 多 長 温（鳥取大学教育地域科学部教授）
審査委員 上 原 徹（島根大学総合理工学部助教授）
審査委員 樋 口 隆 哉（山口大学工学部社会建設工学科助手）
審査委員 大 石 大（公認会計士）
審査委員 笹 川 清（益田地区広域市町村圏事務組合事務局長）

なお、応募者の構成員及び協力事業者が、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し、民間事業者選定に関して自己に有利になる目的のために、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加資格審査にあたっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。参加資格審査結果は応募者に通知する。

イ 事業提案審査

事業提案審査にあたっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査委員会において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。

事業提案審査の審査事項は入札説明書等に示す。

ウ 審査結果

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要、審査講評をホームページに公表する。

第4 民間事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は想定されるリスクをできる限り明確化したうえで、広域組合、民間事業者間において、相互が協力して事業に係る総リスクを低減し、適切なリスク分担を実現することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び広域組合と民間事業者の責任分担は、原則として後日公表する「事業契約書（案）」に定める。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の構成

広域組合は落札者と基本協定を締結し、落札者が設立するSPCと事業契約を締結する。

(2) 基本協定の枠組み

対象者

広域組合及び落札者とする。

締結時期

落札者決定後7日以内とする。

基本協定の概要

基本協定は、落札者が本事業の仮契約までにSPCを設立すること及び本事業の実施における落札者の各構成員の役割等を定めるものである。

(3) 事業契約の枠組み

対象者

広域組合及びSPCとする。

締結時期

ア 仮契約締結	平成 17 年 3 月 (予定)
イ 事業契約締結	平成 17 年 4 月 (予定)

契約の概要

事業契約は、入札説明書、民間事業者の提案内容及び広域組合が入札にあたって予め提示する「事業契約書(案)」に基づき締結するものであり、民間事業者の提供するサービスの内容、金額、支払方法等について定める。

(4) 民間事業者の地位の譲渡等

広域組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、民間事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

(5) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(6) 契約保証金

契約保証金の詳細については入札説明書に定める。

4. 事業の実施状況の監視

広域組合は、民間事業者が実施する施設の整備及び運営段階における全ての業務について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等については、事業契約に定める。

また、民間事業者の提供する施設の整備及び運営に係るサービスが十分に達せられない場合、広域組合はサービス対価の支払額を減額するとともに、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めることができる。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

事業実施場所は、益田市多田町地内の西石見地区広域農道に面した小高い山頂に位置している。その周辺には人家がなく、山林に囲まれた静かな場所であり、近くに益田市斎場が立地している。

管理区域は、広域組合が所有権を取得し土地造成を完了したうえで、民間事業者が事業期間を通じて無償で使用できるものとする。なお、施設用地は都市計画区域外である。

また、都市計画施設としての都市計画決定は、広域組合が行う。

2. 施設の整備条件等に関する事項

(1) 処理方式

処理方式については、次の3方式のいずれかを採用するものとする。

シャフト炉式ガス化溶融方式

流動床式ガス化溶融方式

ストーカ+灰溶融方式

(2) 計画処理量

約 18,700 t /年

(3) 処理対象物

収集可燃ごみ

持込可燃ごみ

リサイクルプラザ残渣

汚泥等

(4) 運転時間

24 時間連続

第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、広域組合と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、松江地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、広域組合は、民間事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内には是正策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に是正することができなかつたときは、広域組合は、事業契約を解除することができる。

民間事業者が倒産し、又は民間事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、広域組合は事業契約を解除することができる。

上記 及び の規定により広域組合が事業契約を解除した場合、民間事業者は、広域組合に生じた損害を賠償する。

(2) 広域組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

広域組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、民間事業者は事業契約を解除することができる。

上記 の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、広域組合は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、広域組合又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、広域組合及び民間事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、広域組合及び民間事業者は、事業契約を解除することができる。

2. 金融機関と広域組合の協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、民間事業者に資金提供を行う

金融機関と広域組合で協議を行うこともあり得る。

3. その他

その他，事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は，事業契約に定める。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は，次のとおりである。

1. 補助金に関して

廃棄物処理施設整備費【民間資金活用型社会資本整備事業】国庫補助金交付要綱の国庫補助対象施設の種別において，「ごみ処理施設」に該当する施設については，地方公共団体に適用される場合と同等の条件で国庫補助金の交付対象施設となる見込みである。

2. 日本政策投資銀行に関して

本事業は日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資の対象事業である。当該融資制度の詳細については直接同行に問い合わせを行うこと。

3. その他支援に関して

広域組合は，民間事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めるものとするが，民間事業者に対する補助，出資等の支援は行わない。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

広域組合は，債務負担行為の設定及び事業契約の締結に関して広域組合議会の議決を経るものとする。

2. 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は，全て各応募者の負担とする。

添付資料-1 広域組合構成市町村の地域特性

1. 位置・地勢

広域組合の圏域は、島根県の最西部に位置し、西側と南側に山口県と広島県が接している。圏域の面積は、約 1,400km²で、島根県全体の 20.5%を占めている。

地形的には、沿岸部の益田市にやや平坦地が広がっているものの、その他の町村は 9 割以上を山林が占めている。また、気候的には、沿岸部の益田市は年平均気温が 15.7 度で、山間部の町村は年平均気温が沿岸部より 1.7~2.6 低く、年間降水量においても沿岸部は 1,683 mm、山間部は 2,000 mmで、沿岸部の方が比較的温暖で降水量も少ない。

2. 人口

広域組合構成市町村における過去 10 年間の人口推移をみると、いずれの市町村とも減少傾向を示している。平成 13 年度における広域組合構成市町村全体の人口は 73,636 人であるが、そのうち益田市が 50,654 人と全体の約 7 割を占めている。

年齢階層別人口割合の推移をみると、いずれの市町村とも年少人口（0~14 歳）と生産年齢人口（15~64 歳）の構成割合が減少傾向にある一方で老年人口（65 歳以上）が 30% 近くあり、更に増加傾向にある。島根県の老年人口は全国平均に比べるとかなり高いが、広域組合構成市町村も島根県と同様の傾向を示している。圏域の過疎化と高齢化は重要な課題であり、広域組合構成市町村は民間事業者誘致活動や地域間交流による活性化施策を積極的に展開している。

3. 産業

広域組合構成市町村の産業別就業者数の推移をみると、第 1 次産業と第 2 次産業が減少傾向を、反対に第 3 次産業が増加傾向を示している。特に、益田市と津和野町では、近年、大型店舗の進出や観光に起因して第 3 次産業が全体の 6 割を占めている。また、農林水産業における高齢化と後継者不足は深刻であり、それぞれの市町村において特産品の振興や生産組織づくり等の施策を展開している。

4. 交通

主要幹線道路として広域組合圏域を国道 9 号線と 187 号線が南北に、国道 488 号線と 191 号線が東西にそれぞれ整備されて道路交通ネットワークの形成が図られている。また、益田市内の萩・石見空港では、東京国際空港と大阪国際空港との定期航路が開設している。

5. 自然

広域組合圏域の総面積は約 1,400 km²で、そのうち平坦地部分は 20%に満たず大部分を山林が占め、特に東西南の三方を千 m 級の山々が連なり中国山地の一画を成している。これらの山々は急峻で、渓谷を成し四季折々の景観を形成し、キャンプ場や親水公園等も整

備されている。

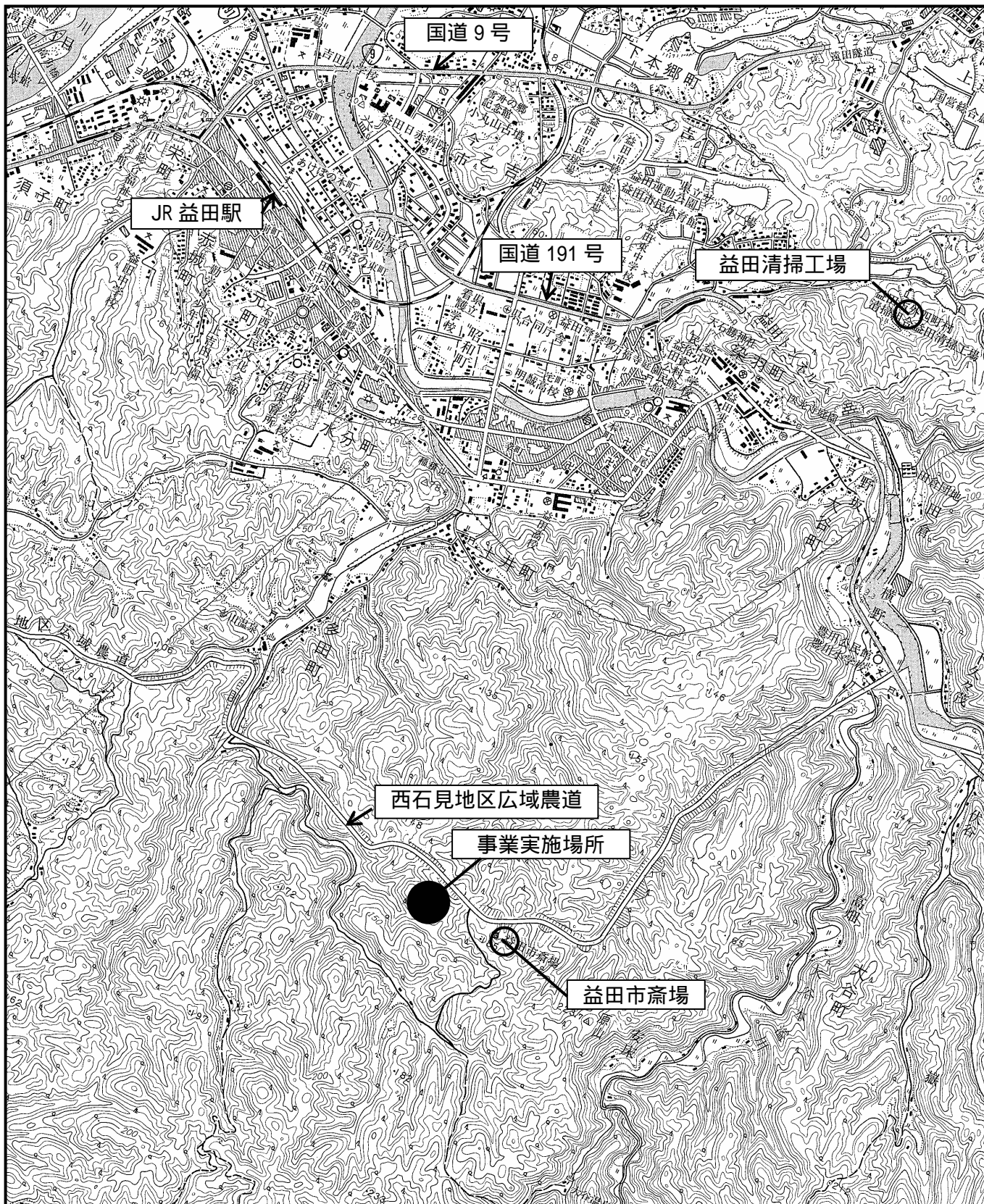
渓谷から流れ出る河川には、ゴギやヤマメを始め天然遡上する鮎やウナギ、ツガ二等の豊かな淡水魚類が生息し、高津川は正しい川の姿を守る人々がいる川として、天野令子著「日本の名河川を歩く」名河川 私的セレクション(講談社新書)で全国第1位の評価を得ている。また、全国でも数少ないダムのない河川であり、全国一級河川コンテストで第7位、中国地方では3年連続で第1位と評価された清流である。

北西側は日本海に面し、美しい砂浜と岩場が織り成す景観は万葉の歌人柿本人麻呂の歌にも詠まれていると伝えられている。夏には多くの海水浴客が訪れ、沿岸漁業の漁場としてもブリ、ハマチ、アジ、イカ等の好漁場となっている。

6. 歴史・文化的遺産

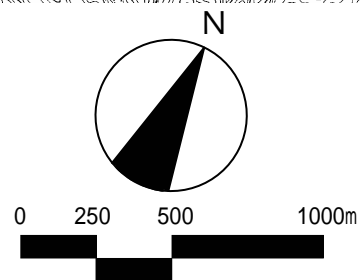
本事業の施設を立地する益田市には、雪舟ゆかりの医光寺、万福寺や、柿本人麿ゆかりの神社、益田氏に関連する三宅御土居、七尾城など、万葉や中世の歴史的・文化的資源が多く現存している。

観光の全国ブランドである津和野町には、津和野城跡や生誕の地である森鷗外の記念館或いは安野光雅美術館等の数多くの観光施設があり、鷲原神社の鷲舞等の郷土芸能も有名で、年間約1,200千人余りの観光客が訪れる。美都町には樹齢570年の金谷城山桜や双川峡養戸の滝などの名所があり、匹見町には裏匹見峡という景勝地の他、旧石器時代から縄文、弥生時代に及ぶ40ヶ所ほどの遺跡がある。日原町には、平家の落人の里として左鐙(さぶみ)、晩越(おそごえ)、集議谷(しゅうぎだに)等の地名が残っている他、平家伝説などの民話が残っている。柿木村では、400年前から伝えられている家内安全と収穫を祝い翌年の豊作を祈願する万歳楽が毎年12月に行われており、日本の棚田100選に選ばれた大井谷地区の棚田等がある。六日市町では、高津川の源流で雨乞い神事が行われる。



● 事業実施場所

添付資料-2 事業実施場所



関心表明書

益田地区広域市町村圏事務組合 御中

平成 16 年 3 月 1 日付で実施方針等が公表された「益田広域クリーンセンター整備及び運営事業」への参加について、ここに関心があることを表明致します。

1. 事業者名等

会社名	
代表者名	
住所・所在地	

2. 担当者連絡先

所属	
氏名	
電話	
F A X	
E-mail	

実施方針等に関する意見書

1. 担当者

会社名		
担当者	所属	
	氏名	
連絡先	電話	
	F A X	
	E-mail	

2. 該当項目

該当する資料名の[]に を入れてください。

[]実施方針	[]要求水準書(案)
---------	-------------

頁・項目

頁	記入例) 2 頁	項目	記入例) 第 1 . 1 . (1) . ア . a
---	----------	----	------------------------------

3. 内容

タイトル：記入例) 事業名称について

記入要領

- 1) 「1. 担当者」欄については、担当者の連絡先を記入すること。
- 2) 意見の内容は、1 枚につき 1 つとし、複数の意見がある場合は、2 枚目以降は「2. 該当項目」「3. 内容」のみでよい。また、複数の意見・質問がある場合は、「実施方針」「要求水準書(案)」ごとに仕分けして提出すること。
- 3) 同一の民間事業者からの意見については、複数回に亘る提出は妨げないが、同一の担当者にてとりまとめのうえ、提出すること。